

「車種別専用ハーネス」商品形態・不競法事件：東京地裁平成 22(ワ)145 損害賠償等請求事件（本訴）/同平成 22 年（ワ）16414 損害賠償等反訴請求事件（反訴）・平成 24 年 3 月 21 日（民 40 部）判決<本訴認容/反訴棄却>

### 【キーワード】

不競法 2 条 1 項 3 号，同種商品の不可欠な形態，質感の同一性，純正品，不競法 2 条 1 項 14 号（虚偽事実の流布・告知），営業上の利益の侵害，被告HPへの掲載行為・原告取引先への送信行為，模倣品 = 虚偽の事実，法 3 条 1 項（差止請求），警告者の注意義務，被告行為の故意・過失，逸失利益（販売中止），無形損害

### 【主 文】

1 本诉被告（反訴原告）は，本訴原告（反诉被告）に対し，1 2 1 0 万円及びこれに対する平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 本诉被告（反訴原告）は，別紙物件目録 記載の製品について，模倣，模倣品，類似，類似品，違法，違法品，不法，不法行為，知的財産，知的財産権，法的措置，不正競争防止法などの文言を用い又はこれらの文言を組み合わせるなどして，当該製品の製造及び販売が不正競争防止法及び民法に違反し，又は違反する可能性があるとして第三者に誤信させ得る事実を，文書，口頭又は電磁的方法等により第三者に告知流布してはならない。

3 本訴原告（反诉被告）のその余の本訴請求をいずれも棄却する。

4 本诉被告（反訴原告）の反訴請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は，本訴反訴を通じてこれを 5 分し，その 2 を本訴原告（反诉被告）の負担とし，その余は本诉被告（反訴原告）の負担とする。

6 この判決は，第 1 項及び第 2 項に限り，仮に執行することができる。

### 【事 実】

#### 第 1 請求

〔本訴事件〕

1 本诉被告（反訴原告）は，本訴原告（反诉被告）に対し，5 4 0 0 万円及びこれに対する平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 主文 2 項同旨

3 本诉被告（反訴原告）は，本訴原告（反诉被告）に対し，別紙謝罪文目録記載 1 の謝罪文を，日本経済新聞の全国版の朝刊に 1 回，同目録記載 2 の条件

で掲載し、同謝罪文を、別紙送付先目録記載の各法人の本社、営業所に各1回、別紙謝罪文目録記載3の条件で郵送又はファクシミリ送信の方法により頒布し、同謝罪文を、同目録記載4の被告ウェブサイトと同目録記載5の条件で掲載せよ。

〔反訴事件〕

1 本訴原告（反訴被告）は、別紙物件目録 記載1及び2の商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入してはならない。

2 本訴原告（反訴被告）は、別紙物件目録 記載1及び2の商品を廃棄し、かつ、同商品を製造するための金型その他の設備を廃棄せよ。

3 本訴原告（反訴被告）は、本诉被告（反訴原告）に対し、2001万4276円及びこれに対する平成22年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本訴請求は、ドライビングアシストコントローラー（スロットルコントローラー。自動車のアクセルの踏み込み具合に対する加速の反応を自動的に制御することによって加速と燃費をコントロールする製品）である別紙物件目録記載の製品「i-Accel」（以下「原告製品」という。）を製造販売する本訴原告（反訴被告。以下「原告」という。）が、同種製品である「3-DRIVE」（以下「被告製品」という。）を製造販売する本诉被告（反訴原告。以下「被告」という。）に対し、原告製品の販売は不正競争に当たらないにもかかわらず、被告のホームページや原告の取引先に対する通知書において、原告製品は被告製品の部品を模倣したものである等記載し、原告が被告の知的財産権を侵害している旨告知、流布した被告の行為が不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項14号の不正競争に当たるとして、同法3条1項に基づく虚偽事実の告知、流布の差止め、同法4条に基づく損害賠償金5400万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成21年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、同法14条に基づく信用回復措置として謝罪広告の掲載を求める事案である。

反訴請求は、被告が、原告に対し、原告による原告製品の販売は不競法2条1項1号又は3号の不正競争に該当するとして、同法3条に基づき原告製品の譲渡等の差止め、原告製品及びこれを製造するための金型等の設備の廃棄を求めるとともに、上記不正競争に基づき（同法4条）、又は、原告による原告製品の販売行為が一般不法行為に当たるとして（民法709条）、損害賠償金2001万4276円及びこれに対する反訴状送達日の翌日である平成22年5月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、同法4条に基づく損害賠償請求と民法709条に基づく損害賠償請求は選択的併合の関係にある。）。

2 前提となる事実（証拠等を掲記した事実を除き，当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

ア 原告パワーエンタープライズ株式会社は，自動車用部品等の開発，設計，製作及び販売等を業とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

イ 被告株式会社ピポットは，自動車用部品等の企画，開発，製造，卸及び小売販売等を業とする株式会社である。

(2) 原告製品及び被告製品の構成，自動車への設置方法

原告製品及び被告製品は，いずれも，車種別専用ハーネス，本体ユニット及びコントローラー（表示部，原告製品における名称は表示ユニット）の3つの部品から構成されている。

原告製品及び被告製品を自動車に設置するためには，車両側のアクセルの配線のうち，オスコネクターとメスコネクターで接続されている部分を一旦外し，車両側アクセル部のオスコネクターに車種別専用ハーネスのメスコネクターを，車両側アクセル部のメスコネクターに車種別専用ハーネスのオスコネクターをそれぞれ接続する。車両側アクセル部のオスコネクターとメスコネクターの形状，極性等は車種によって異なり数種類に分かれるため，これに応じて，原告製品及び被告製品の車種別専用ハーネスも，オスコネクターとメスコネクターの形状等が異なるいくつかの種類に分かれている。

車種別専用ハーネスには，オスコネクター及びメスコネクターとは逆の端部に本体ユニットへ接続するための6極コネクターが付いており，これを本体ユニットの6極コネクターに接続し，コントローラー（表示ユニット）を4Pカプラーによって本体ユニットに接続することによって，原告製品及び被告製品を自動車に設置することができる。

なお，車種別専用ハーネスは，基本的には本体ユニット，コントローラー（表示ユニット）とセットで販売されるが，個別に販売されることもある。（弁論の全趣旨）

(3) 原告製品及び被告製品の製造販売

原告は，平成21年10月以降，原告製品を製造販売している。

被告は，平成20年4月25日以降，被告製品を製造販売している。

3 争点

〔反訴事件〕

- (1) 不競争法2条1項3号の不正競争の成否（争点1）
- (2) 不競争法2条1項1号の不正競争の成否（争点2）
- (3) 一般不法行為の成否（争点3）
- (4) 反訴請求の損害額（争点4）

〔本訴事件〕

(5) 不競法 2 条 1 項 1 4 号の不正競争の成否 (争点 5 )

(6) 本訴請求の損害額等 (争点 6 )

### 第 3 争点に関する当事者の主張

1 争点 1 (不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争の成否) について

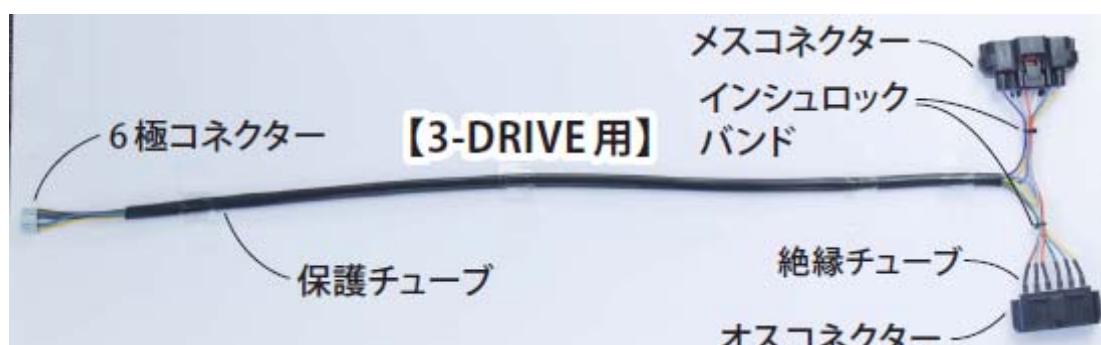
〔被告の主張〕

(1) 被告製品の商品形態

ア 被告製品の車種別専用ハーネスの形態は以下の写真のとおりであり、金型成形品である黒色プラスチック製の端子保護部分と、これに接続した端子部分、端子部分から伸びるコード部分で構成される。

オスコネクター、メスコネクター、6 極コネクターは、それぞれコードで接続されており、コードは黒色の保護チューブにより大部分を被覆されている。また、オスコネクター、メスコネクターから約 2 cm の部分で 6 本あるコードがインシュロックバンドでまとめられている。

6 極コネクターの形態は、別紙被告製品目録 のとおりであり、金型成形品である白色プラスチック製の端子保護部分と、これに接続した端子部分、端子部分から伸びるコード部分で構成される。端子保護部分は差し込み部外径が横 12 mm、縦 4 mm であり、差し込んだ後外れないようにするための構造が上面に付いている。端子は 6 個あり横一列に並んでいる。また、コード部分は端子と接続して 6 本あり、それぞれの外径は 1.4 mm であり、コードの色は、上面から見て左から「茶・緑・紫・白・青・黄」である。



イ 被告製品の車種別専用ハーネスのうち、1 A、1 B、1 C、1 D タイプのオスコネクターの形態は、別紙被告製品目録 のとおりである。

端子保護部分は口径が横 43 mm、縦 13 mm であり、差し込んだ後外れないようにするための突起が上面に付いており、上下奥に脱着する際につかむ突起が付いている。端子は 6 個あり横一列に並んでいる。

コード部分は端子と接続して 6 本あり、それぞれの外径は 1.4 mm である。ハンダで固定した後、黒色の収縮チューブで保護して上記端子保護部分と接

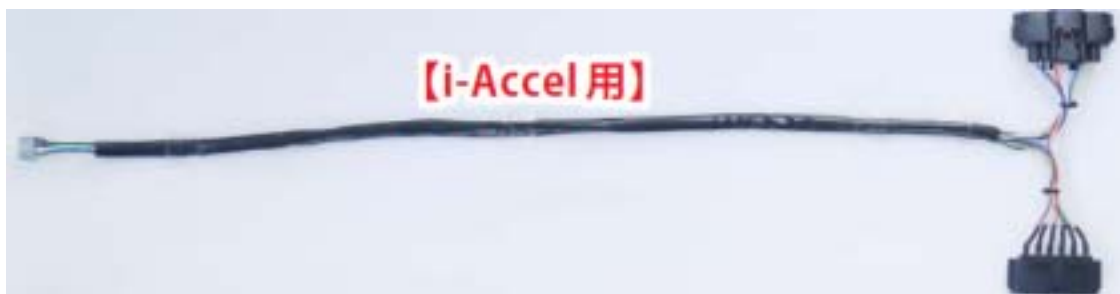
続している。コードの色は、上面から見て左から、「茶・灰・橙・緑・青・黄」(1A)、「灰・緑・青・黄・茶・橙」(1B)、「黄・青・緑・橙・灰・茶」(1C)、「茶・灰・青・緑・橙・黄」(1D)である。

(2) 原告製品の商品形態

ア 原告製品の車種別専用ハーネスの形態は以下の写真のとおりであり、金型成形品である黒色プラスチック製の端子保護部分と、これに接続した端子部分、端子部分から伸びるコード部分で構成される。

オスコネクター、メスコネクター、6極コネクターは、それぞれコードで接続されており、コードは黒色の保護チューブにより大部分を被覆されている。また、オスコネクター、メスコネクターから約2cmの部分で6本あるコードがインシュロックバンドでまとめられている。

6極コネクターの形態は、別紙原告製品目録 のとおりであり、金型成形品である白色プラスチック製の端子保護部分と、これに接続した端子部分、端子部分から伸びるコード部分で構成される。端子保護部分は差し込み部外径が横12mm、縦4mmであり、差し込んだ後外れないようにするための構造が上面に付いている。端子は6個あり横一列に並んでいる。また、コード部分は端子と接続して6本あり、それぞれの外径は1.4mmであり、コードの色は、上面から見て左から「茶・緑・紫・白・青・黄」である。



イ 原告製品の車種別専用ハーネスのうち、1A、1B、1C、1Dタイプのオスコネクターの形態は、別紙原告製品目録 のとおりである。

端子保護部分は口径が横43mm、縦13mmであり、差し込んだ後外れないようにするための突起が上面に付いており、上下奥に脱着する際につかむ突起が付いている。端子は6個あり横一列に並んでいる。

コード部分は端子と接続して6本あり、それぞれの外径は1.4mmである。ハンダで固定した後、黒色の収縮チューブで保護して上記端子保護部分と接続している。コードの色は、上面から見て左から、「茶・灰・橙・緑・青・黄」(1A)、「灰・緑・青・黄・茶・橙」(1B)、「黄・青・緑・橙・灰・茶」(1C)、「茶・青・灰・緑・黄・橙」(1D)である。

## 【判 断】

本件事案に鑑み、まず反訴事件について判断し、その後に本訴事件について判断することとする。

〔反訴事件〕

1 争点1（不競法2条1項3号の不正競争の成否）について

(1) 不競法2条1項3号は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡行為等を不正競争とする一方、その括弧書きにおいて、当該商品の機能を確保するために不可欠な形態については同号による保護から除外される旨を規定する。これは、商品としての機能及び効用を果たすために不可避免的に採用しなければならない商品形態を特定の者に独占させることは、商品の形態ではなく同一の機能及び効用を有するその種の商品そのものの独占を招来することとなり、事業者間の自由な競争を阻害することになりかねないため、同種の商品の基本的な機能や効用を果たすために不可欠な形態については、同号の「商品の形態」から除外したものと解するのが相当である。

(2) 被告は、被告製品の各車種別専用ハーネスは、オスコネクターの端子各部を含む各部の寸法、端子勘合構造、材質、色、質感、6極コネクターのコードの配色、配置信号、コードの長さ、太さ、保護チューブの色、材質、長さ、太さ、オスコネクターとメスコネクター間のコードの配色、コードの長さ、インシュロックバンドによる結束位置、THR-VW用の車種別専用ハーネスについてはメスコネクターの端子保護部材の構造、寸法等につき、被告が研究を重ねた成果として特徴のある形態を有しており、被告製品の各車種別専用ハーネスの形態が不競法2条1項3号の「商品の形態」に当たると主張する。

被告製品は、車種別専用ハーネスにより自動車に接続して使用するドライビングアシストコントローラー（スロットルコントローラー）であり、その車種別専用ハーネスは、各自動車メーカーが販売する自動車のアクセル部の配線のうち、オスコネクターとメスコネクターで接続されている部分を一旦外した上で、車両側アクセル部のオスコネクターに車種別専用ハーネスのメスコネクターを、車両側アクセル部のメスコネクターに車種別専用ハーネスのオスコネクターをそれぞれ接続することにより、自動車のアクセル部に接続するものである。このように車種別専用ハーネスは、各自動車メーカーの純正品としてもともと自動車に設置されているオス、メスの各コネクターに直接接続するものであり、メーカー純正品のコネクターと形状が異なれば端子を接続することができなくなる可能性や使用中に外れてしまう危険性があることから、車種別専用ハーネスのコネクターの形状は、その機能を確保するためには、各自動車メーカーの純正品のオス、メスの各コネクターとほぼ同一の形状にするのが最も合理的であり、同一の形状であれば機能や効用を確実に果たすことができるとい

え、各自動車メーカーの純正品コネクタに用いられている端子の数や内容（出力・入力等）はあらかじめ決まっている以上、対応する車種別専用ハーネスに用いられる端子やコードの数、その内容（出力・入力等）は、その機能を確保するため純正品に合致するようにしなければならない。また、各部材の機能を確保するために純正部品と同一の材質とすることや、これらを自動車に設置されているオス、メスの各コネクタに接続する際の誤接続を防止するため、対応する部材について純正部品と同一の色とすることは、部材の機能及び効用を果たすために当然に選択されることというべきである。そして、材質と色が同一のものを選択する以上、その質感も同一となるのは当然のことである。

(3) 証拠（甲11, 40の1~4, 乙74, 75, 83, 検証の結果）によれば、被告製品の車種別専用ハーネスのうち、1Aタイプ, 1Bタイプ, 1Cタイプ, 1Dタイプ, 2Aタイプ, THR-BM用, THR-VW用の車種別専用ハーネスのオスコネクタは、端子の数, 形状, 設置位置, 端子保護部材の形状, 寸法, 材質, 色及び質感において、自動車メーカーの純正品として自動車のアクセル部に設置されているオスコネクタとほぼ同一であると認められる。両者は、寸法において数mm程度の若干の相違は認められるものの、形状の同一性を否定するほどのものではない。

したがって、被告製品の車種別専用ハーネス（1Aタイプ, 1Bタイプ, 1Cタイプ, 1Dタイプ, 2Aタイプ, THR-BM用, THR-VW用）のオスコネクタの上記各点は、自動車のアクセル部に接続して使用するという商品の機能及び効用を確保するために選択された不可欠な形態というべきであり、不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらない。

また、被告製品の6Aタイプの車種別専用ハーネスのオスコネクタについては、端子の数, 形状及び設置位置は、自動車メーカーの純正品として自動車のアクセル部に設置されているオスコネクタとほぼ同一であると認められる（乙75, 83）。したがって、同形態は、自動車のアクセル部に接続して使用するという商品の機能を確保するために不可欠な形態と認められ、不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらない。端子保護部材の形状, 材質, 色及び質感は、純正品のオスコネクタとは異なるものの、同業他社の同種製品のオスコネクタの端子保護部材とほぼ同一であり（甲11, 乙84, 91）、同種製品における標準的な形態の一つであると認められる。したがって、同形態は、同種製品の一般的な形態の一つにすぎず、被告独自の形態と認めることはできないから、不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらない。

さらに、被告製品のTHR-VW用の車種別専用ハーネスのメスコネクタについては、端子の数や形状, 設置位置については、市販品の端子を使用しているため（争いのない事実）、また、端子保護部材の形状, 寸法, 材質, 色, 質感については、同業他社の同種製品のメスコネクタの端子保護部材と類似

していると認められるため（甲14，乙30，93），いずれも同種製品における標準的な形態の一つであると認められる。したがって，上記各形態は，同種製品の一般的な形態の一つにすぎず，被告独自の形態と認めることはできないから，不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらない。

被告は，被告製品の車種別専用コネクタのうち，6極コネクタのコードの配色，配置信号，コードの長さ，太さ，保護チューブの色，材質，長さ，太さ，オスコネクタとメスコネクタの間コードの配色，長さ，インシュロックバンドによる結束位置も被告製品の特徴ある商品形態であると主張するが，これらはいずれも同種製品における標準的な形態であると認められ（乙18，19，84，弁論の全趣旨），同様に不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらない。なお，6極コネクタの配信信号は商品の形状ではなく，そもそも商品の形態ということとはできない。

(4) 被告は，被告製品の本体ユニットは，各部の寸法，部品構造（上下ケースとフロントパネル），各部品の材質，色，表面質感，背面の2か所の穴の形状，4Pカプラーとコンデンサーの形状と位置につき，被告が研究を重ねた成果として特徴のある形態を有しており，被告製品の本体ユニットの形態が不競法2条1項3号の「商品の形態」に当たると主張する。

しかし，被告が主張する本体ユニットの形状，部品構造，各部材の材質，色，表面質感は筐体として一般的なものと認められ（甲15，弁論の全趣旨），上記各形態は，いずれも不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらない。また，被告製品の本体ユニット上面部には注意書きの青色地の大きなシールが貼られているのに対し，原告製品の本体ユニット上面部には原告製品の商品名「i-Accel」等が大きく印刷されていることからすると，各部の寸法背面の2か所の穴の形状，位置が共通していることを考慮しても，全体として両者の形態は実質的に同一ということとはできず，原告が被告製品の商品形態を模倣したと認めることはできない。

(5) 以上によれば，原告製品は，被告製品の商品の形態を模倣したものと認めることはできず，原告による原告製品の販売行為が不競法2条1項3号の不正競争に該当するということとはできない。したがって，被告の不競法3条，4条，2条1項3号に基づく請求は理由がない。

## 2 争点2（不競法2条1項1号の不正競争の成否）について

(1) 商品の形態は，一次的には商品の特性そのものであるが，二次的には商品の出所を表示する機能をも併有し得るといふべきであり，商品の形態が他の同種商品と識別し得る独特の形態である場合には，自他識別機能又は出所表示機能を有し不競法2条1項1号の商品等表示に該当する場合がある。そして，商品等表示に該当する商品形態が長年使用され又は強力に広告宣伝等がされたことにより，商品等表示として周知性を獲得した場合には，当該商品形態は同



号による保護を受けることができるが、他方、当該商品形態が他の同種商品と比べてありふれたものである場合には、長年使用され又は強力に宣伝広告等がされたとしても、商品等表示として周知性を獲得することはできない。

(2) 被告は、被告製品の車種別専用ハーネス（ 1 A , 1 B , 1 C , 1 D タイプ , 2 A タイプ , 6 A タイプ , THR - BM用 , THR - VW用）の各商品の形態が、不競法 2 条 1 項 1 号の「商品等表示」に該当すると主張する。

しかし、上記 1 で説示したように、被告製品の各車種別専用ハーネスにつき被告が主張する形態は、商品の機能及び効用を確保するために不可欠な形態であるか、同種製品の一般的な形態であり、他の同種製品と識別し得る独特の形態であると認めることはできない。したがって、被告製品の各形態は、いずれも自他識別機能、出所表示機能を有すると認めることはできず、不競法 2 条 1 項 1 号の「商品等表示」に該当するということとはできない。

以上によれば、原告による原告製品の販売行為が不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当するということとはできない。したがって、被告の不競法 3 条、4 条、2 条 1 項 1 号に基づく請求は理由がない。

### 3 争点 3（一般不法行為の成否）について

(1) 被告は、原告が原告製品の販売において、被告製品と形態が同一の製品を販売したこと、車種別専用ハーネスの分類番号の混同使用したこと、カタログを流用したこと、電圧出力に関する切替えパターン・出力特性といった機能を模倣したことを根拠に、原告の行為は公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な違法な行為であるから不法行為を構成すると主張する。

(2) しかし、上記 1 , 2 で説示したとおり、原告が被告製品の車種別専用ハーネス、本体ユニットの形態と類似する原告製品を販売したことは、不競法 2 条 1 項 3 号、1 号の不正競争に当たらないため、被告製品と形態が同一の製品を販売したことは、原告の行為の違法性を根拠付ける事実とはならない。

被告は、被告製品の車種別専用ハーネスのうち、国産車対象製品を「1 A , 1 B , 1 C , 1 D , 2 A , 3 A , 4 A , 5 A , 6 A , 7 A」に分類して記号番号を付し、この分類方法を公表しているが（甲 1 3 の 1 , 乙 2 6 ）、これは、自動車側のコネクタの形状が 7 種類に分けられるために 1 ~ 7 に分け、同じコネクタ形状であっても自動車側のコネクタの極性（配線の並び順）が異なることがあるため、A ~ D に分けたものである。車種別専用ハーネスは、コネクタの形状と極性の違いによって使用可能な商品の種類が異なるため、コネクタの形状と極性に応じて商品を分類することが合理的であるところ、数字とアルファベットの組合せにより商品を分類することは、一般的な分類方法であり、これを被告が独占的に使用することができる根拠はなく、原告は従前の商品においても同様の分類記号を使用していた（弁論の全趣旨）ことからすると、原告が被告と同様の車種別専用ハーネスの分類番号を使用して原告製品

を販売したことは、原告の行為の違法性を根拠付ける事実とはならない。

また、被告は、原告の車種別ハーネス表が被告の車種別専用ハーネス表と同じ誤記（日産キャラバンのエンジン型式は正しくは「QR20/25DE」のところを「QR25/35DE」と誤記）をしていることを根拠に、原告は被告の車種別専用ハーネス表を流用していると主張するが、同内容の誤記は同業他社の車種別適合表にも認められること（甲19の1,2）、車種別専用ハーネスの車種別の適合表は、性質上、同様の内容にならざるを得ないこと（甲13の1,2,甲19の1,2,乙26）からすると、原告が被告の車種別専用ハーネス表と同様の車種別ハーネス表を使用したことは、原告の行為の違法性を根拠付ける事実とはならない。

さらに、被告は、被告製品の電圧出力に関する切替えパターン、出力特性といった機能を原告が模倣したと主張するが、原告製品と被告製品の出力特性は全体的には類似するものの、複数の箇所での数値が異なっており（甲20,乙43）、これを単に計測誤差であるということとはできない。加えて、出力特性や電圧出力の切替えパターン（増率7段階、減率5段階）のような製品の機能につき被告が排他的に独占することができる根拠はなく、原告製品が被告製品と類似する出力特性、電圧出力の切替えパターンを有することは、原告の行為の違法性を根拠付ける事実とはならない。

(3) 以上によれば、原告が原告製品を販売した行為が公正な競争として社会的に許容される限度を逸脱した不正な競争行為として不法行為を構成するということとはできない。したがって、被告の一般不法行為に基づく請求も理由がない。  
〔本訴事件〕

#### 4 争点5（不競法2条1項14号の不正競争の成否）について

(1) 証拠（甲9,10,乙80,弁論の全趣旨）によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告は、平成21年11月5日から同年12月25日まで、被告のホームページに、「株式会社ピボット知的財産部」作成名義の「パワーエンタープライズ社製 類似商品「i-Accel」への法的措置について」と題する文書（以下「本件文書1」という。甲9,乙80）を掲載した（以下「本件掲載行為」という。）。

同文書には、「パワーエンタープライズ社より発売された「i-Accel」は精査した結果、弊社「3-DRIVE」の部品が多数、模倣されている事実が判明しました。そのため弊社では同社に対し警告を行って参りましたが、本日まで誠意ある回答がされないため、今後は法的措置による解決を進めて参ります。」、「「i-Accel」の関連部品の形状などが、弊社「3-DRIVE」と類似している理由は上記の模倣行為によるもので、弊社とは一切関係がありません。」、「違法品の販売について 違法品の販売には販売者にも法的措置を

行う場合があります。」との記載があり、また、「模倣内容」として、原告製品と被告製品の車種別専用ハーネスのオスコネクター、6極コネクター、本体ユニット等の写真が左右に並べて掲載され、原告製品の写真の下に「模倣品」と記載されている。

イ 被告は、平成21年11月5日頃、「株式会社ピボット知的財産部」作成名義の「類似商品「i-Accel」販売への通知」と題する文書（以下「本件文書2」という。甲10）を、原告の取引先である別紙警告書送付先リスト記載の小売店及び卸業者にファクシミリ送信するなどした（以下「本件送信行為」という。）。

同文書には、「パワーエンタープライズ社より発売された「i-Accel」を精査した結果、弊社「3-DRIVE」の部品が多数、模倣されている事実が判明しました。そのため弊社では同社に対し警告を行って参りましたが、本日まで誠意ある回答がされないため、今後は法的措置による解決を進めて参ります。よって、弊社の主張が認められた場合は該当品の販売者にも法的措置を行う場合がありますことを申し添えます。」との記載があり、また、「模倣内容」として、原告製品と被告製品の車種別専用ハーネスのオスコネクター、6極コネクター、本体ユニット等の写真が左右に並べて掲載され、原告製品の写真の下に「模倣品」と記載されている。

(2) 本件文書1は、被告の知的財産部が作成名義人とされ、「パワーエンタープライズ社より発売された「i-Accel」は精査した結果、弊社「3-DRIVE」の部品が多数、模倣されている事実が判明しました。」、「「i-Accel」の関連部品の形状などが、弊社「3-DRIVE」と類似している理由は上記の模倣行為による」、「違法品の販売」、原告製品の各部材の写真の下の「模倣品」の各記載の内容からすると、本件文書1は、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものであるとの事実が記載されたものと認められる。

また、本件文書2は、被告の知的財産部が作成名義人とされ、「パワーエンタープライズ社より発売された「i-Accel」を精査した結果、弊社「3-DRIVE」の部品が多数、模倣されている事実が判明しました。」、「弊社では同社に対し警告を行って参りましたが、本日まで誠意ある回答がされないため、今後は法的措置による解決を進めて参ります。」、原告製品の各部材の写真の下の「模倣品」の各記載の内容からすると、本件文書2も、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものであるとの事実が記載されたものと認められる。

しかしながら、上記1、2で説示したとおり、原告製品は被告製品の形態を模倣したものと認めることはできず、原告製品の販売は不競法2条1項3号、1号の不正競争には該当しないのであるから、本件文書1、2記載の上記事実は、虚偽の事実である。

そして、前記第2の2(1)、(3)の事実によれば、原告は、被告にとって、

「競争関係にある他人」に当たると認めことができ、被告が、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものである旨記載した本件文書1を、ホームページに掲載した本件掲載行為は、競争関係にある他人である原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為（不競法2条1項14号）に、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものである旨記載した本件文書2を原告の取引先である多数の販売店等にファクシミリ送信するなどした本件送信行為は、競争関係にある他人である原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する行為（不競法2条1項14号）に、それぞれ該当する。

したがって、本件掲載行為及び本件送信行為は、いずれも不競法2条1項14号の不正競争に該当する。そして、上記(1)及び後記5の事実関係によれば、原告が本件掲載行為及び本件送信行為により営業上の利益を侵害されたことは明らかである。

よって、原告の不競法3条1項に基づく虚偽事実の告知、流布の差止めを求める請求は理由がある。

(3) 原告は、被告の本件掲載行為及び本件送信行為によって営業上の利益を侵害されたとして損害賠償を求めているから、被告の故意、過失について検討する。

ア 競争関係にある者が販売する商品について、それが自己の商品の形態を模倣した違法なものであるとの疑念を持つ者が、当該販売者の取引先に対し当該販売者の商品は自己の商品の形態を模倣した違法なものであるとして警告する場合には、これにより当該警告を受けた取引先が警告者による差止請求、損害賠償請求等の権利行使を懸念し、当該販売者の商品の取引を差し控えるなどして当該販売者の営業上の利益を損なう事態に至るであろうことが容易に予測できるのであるから、自己の商品の形態を模倣した違法なものであるとの疑念を持つ者は、上記のような警告をするに当たっては、当該警告が不競法2条1項14号の「虚偽の事実」の告知、流布とならないよう、当該販売者の商品が自己の商品の形態を模倣した違法なものに該当するか否か、その前提として自己の商品の形態が法的に保護される形態に当たるか否かについて検討すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。

イ 被告は、原告製品が発売された直後である平成21年10月5日に原告製品を購入し、同月9日にかけて、形状測定、車両側コネクタとの嵌合比較、目視比較、出力特性等の調査を行い、嵌合のための必然性のない部分も含めて原告製品の形態は被告製品の形態に完全に一致すること、出力特性、極性も同一であること、既に模倣品であることが判明していた台湾のGDL社製の製品と本体ユニット、車種別専用ハーネスの形態、出力特性等が完全に一致することを確認した結果、原告製品は被告製品の形態を模倣したものであると判断し、原告製品は被告製品を模倣した商品であり、原告の行為は不競

法2条1項1号ないし3号の不正競争に当たるとして原告製品の販売の中止等を求める同月14日付けの通知書(甲1)を原告に対して送付したものの、原告から直ちに回答がなかったため、必要な調査を行い形態が完全に一致することを十分に確認した上で、対抗措置として本件掲載行為、本件送信行為を行ったものであり、被告の行為に違法性はなく、故意、過失もない旨主張する。

しかしながら、上記1で説示したように、被告製品の車種別専用ハーネス、本体ユニットにつき被告が原告により模倣されたと主張する形態は、商品の機能及び効用を確保するために不可欠な形態であるか、同種製品の一般的な形態であるから、原告が被告製品の「形態を模倣した」ということができなものである。それにもかかわらず、被告は、原告に模倣されたと主張する被告製品の形態について、ドライビングアシストコントローラー(スロットルコントローラー)という商品の機能及び効用を確保するために不可欠な形態に当たるか否か、また、同種製品の形態にどのようなものがあるかなど、被告製品の形態が不競法2条1項3号で保護される形態に当たるか、原告が被告製品の「形態を模倣した」といえるかを判断するに当たって当然に検討すべき事項に係る調査検討の有無、内容につき、何ら主張立証していないことからすると、被告が本件掲載行為、本件送信行為を行うに当たって上記注意義務を尽くしたものと認めることはできない。したがって、被告には過失が認められるというべきである。

よって、被告は、本件掲載行為及び本件送信行為により原告が被った損害を賠償する責任を負う。

## 5 争点6(本訴請求の損害額等)について

### (1) 逸失利益

ア 原告は、平成21年9月から、原告製品について販売代理店向けの営業活動を開始し、オートボックス等の量販店に対しては販売代理店であるウェズを通じて販売する計画を立て営業活動を行っていたところ、原告は、同月29日頃、当初導入予定台数として原告製品440セット(原告製品セットとは原告製品本体と車種別専用ハーネスを組み合わせたもの。以下同じ。)分の見積書をウェズに交付した。ウェズは原告製品を全国の量販店の店舗で販売するためにオートボックスとの商談を進め、オートボックスの主要店舗への原告製品の販売が確実な状況となったことから、同年10月23日頃、原告製品440セットを確保するよう原告に求め、原告製品440セットをウェズへ販売することが正式に決定した。しかし、被告が本件送信行為を行い、原告製品の販売者に対しても法的措置を行う場合がある旨をウェズを含む原告の取引先へ通知したことから、ウェズは、同年11月9日、見解が明らかになるまでは原告製品の販売を中止する旨原告へ通知したため、

原告は、ウェッズに対して原告製品440セットを販売することができなかった。(甲17, 21, 23の1~14, 50の1~6)

上記認定事実からすると、被告による本件送信行為がなければ、原告は原告製品440セットをウェッズに販売することができたものと認められるから、ウェッズに対する原告製品440セットの販売により得られたであろう利益は、本件送信行為により原告が被った損害といえる。

証拠(甲23, 24, 30, 32, 37, 38, 48, 50の1)によれば、原告製品本体の定価は2万8500円、車種別専用ハーネスの定価は4800円であること、ウェッズに対する卸値率(原告の取引先に対する最も低い卸値率)は60%であること、原告製品本体及び車種別専用ハーネスの原価は6065円であることが認められることから、原告製品1セット当たりの販売利益の額は1万3915円(3万3300円×60%-6065円)と認められる。

したがって、ウェッズに対する原告製品440セットの販売ができなかったことによる原告の逸失利益は612万2600円(1万3915円×440)となり、このうち原告が本訴で一部請求する600万円については理由がある。

イ 原告は、平成21年10月から平成22年9月の1年間において、少なくとも原告製品3815セットを販売することができたものの、被告の本件掲載行為、本件送信行為により、当初生産した1000セットを除く2815セットの販売が不可能となったため、原告製品2815セットに係る販売利益を喪失したと主張する。

確かに、原告は、平成21年9月末の時点で、同年10月から平成22年9月までの1年間の原告製品の販売数量を3815セットと計画していたこと、平成21年10月に308セット、同年11月に221セット、同年12月に205セットを販売したものの、平成22年1月は94セット、同年2月は39セットと販売数量は減少し、平成21年10月から平成22年9月までの1年間の販売数量は998セットであったことが認められる(甲24, 33, 46の1, 47)。しかしながら、ドライビングアシストコントローラー(スロットルコントローラー)の分野での国内シェアで原告を上回る被告が平成23年1月に原告製品と同種製品であり被告製品の後継となる「3-DRIVE AC」を発表し、同年3月に発売したこと、原告が平成22年2月に原告製品の後継となる「i-Stage」を発売したこと、被告製品の他にも市場には同種製品が複数販売されていたこと、原告が主張する2815セットのうちの440セットはウェッズに対する販売予定分として上記アで考慮されていること等の事情(乙33, 95, 弁論の全趣旨)からすると、被告による本件掲載行為、本件送信行為がなかったとしても、原告が販売を計画し

た3815セットから当初生産した1000セットを除いた2815セットの原告製品を販売することができたと直ちに認めることはできず、ほかにこれを認めるに足りる的確な証拠もないため、原告の上記主張を認めることはできない。

## (2) 無形損害

上記4で認定したように、本件文書1、本件文書2には、原告が販売する原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものであり、原告が被告の知的財産権を違法に侵害している旨記載されているが、上記4で説示したようにこの記載は虚偽であること、被告はこの虚偽の事実を記載した文書を、本件掲載行為によりホームページに50日間掲載し不特定多数の者が閲覧可能な状態にした上、本件送信行為により、原告の取引先である別紙警告書送付先リスト記載の小売店16社、卸業者8社にファクシミリ送信するなどしたこと、これらの被告の行為により少なくともウェッズとの取引は中止され、原告の業界内での信用は著しく低下し、原告製品のみならず原告の扱う商品の販売活動など原告の事業全体にも影響が生じたことが容易に推認されることからすると、被告による本件掲載行為、本件送信行為により原告は営業上の信用を害されたものと認められ、これにより原告が被った損害の額は500万円と認めるのが相当である。

## (3) 弁護士費用

原告は弁護士を選任して本件訴訟を遂行しているところ、本件事案の性質、上記認容額、その他諸般の事情を考慮すると、その弁護士費用のうち110万円を被告の上記不正競争と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

(4) 以上より、本件掲載行為、本件送信行為により原告が被った損害額は、合計1210万円となる。

原告は、別紙謝罪文目録記載の謝罪文の掲載を求めるが、本件全証拠によるもその必要性を認めることはできない。

## 6 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由があるからこの限度で認容するが、その余はいずれも理由がないから棄却することとし、被告の反訴請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. この事件は、「車種別専用ハーネス」の商品形態をめぐる不正競争防止法の2条1項3号と14号の各不正競争の成否が本訴と反訴とで争われ、かつ損害賠償額の算定が争われた複雑な事案である。

裁判所は、まず反訴事件について判断したが、第1に不競法2条1項3号の適用の可否である。この3号とは、他人の商品形態を模倣した商品を譲渡等す

る行為を不正競争として禁止するが、その商品形態がもし当該商品の機能を確保するために不可欠な形態から成るものであれば、それは模倣から除かれ、問題にならない。けだし、そのような形態は、当該商品を存在づけている固有のものであり、何らの創作性は認められないからである。

すると、被告製品は、車種別専用ハーネスのコネクターの形状は、その機能の確保のためには各自動車メーカーの純正品のオス、メスの各コネクターとほぼ同一の形状にするのが合理的であり、その機能や効用を確実に果たすことができるものであるから、そのためには純正品に合致するようにしなければならないし、純正部品と同一の材質にすることや対応する部材を純正部品と同一の色にすることは、部材の機能及び効用を果たすために当然に選択されることであり、材質と色が同一のものを選択する以上、その質感も同一となるのは当然であるなどと説示した。

そして裁判所は、被告製品の車種別専用ハーネスのオスコネクターの各点は、自動車のアクセル部に接続して使用する商品の機能及び効用を確保するために選択された不可欠な形態であるから、法2条1項3号に規定する「商品の形態」には当たらないと認定した。

その他の車種別専用ハーネスのオス・メスコネクターについても、裁判所はいずれも法2条1項3号の「商品の形態」には当たらないものと認定した。

その結果、原告製品は、被告製品の商品の形態を模倣したものと認めることはできないから、原告による原告製品の販売行為は法2条1項3号の不正競争に該当するとはいえないと認定し、被告の法3条、4条、2条1項3号に基づく請求は理由がないと判断したのである。

2．裁判所は、次に不競法2条1項1号の不正競争の成否について考えた。同条項号中の「商品等表示」の中には商品形態も含まれているところ、これについてもやはり前記3号に対して説示されたことが適用され、被告製品の各車種別専用ハーネスの形態は、商品の機能及び効用を確保するために不可欠な形態であり、同種製品の一般的な形態であり、他の同種製品と識別し得る独特の形態とは認められないと認定した。

その結果、被告製品の各形態は、いずれも自他識別機能や出所表示機能を有するとは認められないから、法2条1項1号の「商品等表示」に該当するとは認められないと判断したのである。

3．裁判所は、第3に一般不法行為の成否について考えた。

被告は、原告製品の販売において、被告製品の形態の同一性、車種別専用ハーネスの分類番号の混同使用、カタログの流用、電圧出力の切替えパターン・出力特性の機能の模倣を根拠に、原告行為は不法行為を構成すると主張した。



これに対し裁判所は、前記不競法2条1項3号、1号の不正競争に当たらない以上、原告の行為は違法性を根拠づける事実とはならないと認定した。

また、車種別専用ハーネスは、コネクタの形状と極性の違いにより使用可能な商品の種類が異なるから、数字とアルファベットの組合せにより商品进行分类することは一般的な分類方法であって、これを被告が独占使用できる根拠はなく、原告は従前商品においても同様の分類記号を使用していたから、原告の販売行為は違法性を根拠づける事実とはならないと認定した。

4．そこで、裁判所は、本訴事件において、不競法2条1項14号の不正競争の成否について考えた。

すると、すでに前記したとおり、原告製品は被告製品の形態を模倣したものと認めることができないとして、法2条1項3号、1号の不正競争に該当しないと判断された以上、本件文書1に記載された事実をHPに掲載したことは虚偽の事実を流布する行為となり、またその旨を記載した本件文書2を原告取引先にFAX送信することは虚偽事実を告知する行為となるから、それぞれ不競法2条1項14号に該当すると判断したのである。

また、このような被告にあっては、当該販売者の商品が自己の商品形態を模倣した違法なものか否かは、その前提として自己の商品形態が法的に保護される形態に当たるか否かを検討すべき注意義務を負うものである。その結果、裁判所は、原告が被告製品の形態を模倣したといえるか否かを判断するに当たって、当然に検討すべき事項について調査検討の有無、内容について何ら主張立証をしていない以上、被告は注意義務を尽したと認めることができないから、過失があると認定した。この認定は、その結果、後記する損害賠償の責任に及ぶことになるのである。

5．本訴請求が賠償額等について、裁判所は「逸失利益」と「無形損害」と「弁護士費用」の3つに分けて判示している。このうち、特に「無形損害」について、HPへの掲載行為とFAXによる取引先への送信行為によって取引が中止され、信用が低下する等の影響を原告が被ったとして500万円を認定したことは、「逸失利益」の600万円の場合と違い、数字の具体的根拠は必ずしも明確でないが、その効果は大きいと思う。

6．本件判決は、不競法2条1項14号に該当するような不正競争行為を行う者への警告を与える注目すべき事例であり、関係者は十分注意しなければならないであろう。

7．本判決において使用されている用語に混乱が見られるのが気になるところ

である。それは、不競法2条1項3号では「商品の形態」という用語が使用されているのに、判決には「製品の形態」という表現が見られることである。商品(goods)と製品(products)の概念はその意義が異なり、前者は商標法で使用されている用語であるのに対し、後者は物品(article)と同義として意匠法、実用新案法(特許法)で使用されている用語である。したがって、法律用語として区別されている以上、不競法事件では「商品の形態」で通すのが正当であろう。

ちなみに、意匠法5条2号は「他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠」を、同法5条3号は「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」を、それぞれ不登録意匠として保護対象外としているところ、商品として、前者は不競法2条1項1号に、後者は同法2条1項3号に通ずる意義を有する規定である。

〔牛木 理一〕